

京都大学自然人類学研究室骨標本利用規定

【利用者・利用場所】

- ・ 標本利用希望者は、本利用規程を承諾の上、所定の申請書を管理者へ提出してください。内容が完全に重複する場合は、ご自身が作成した研究計画書をもって申請書に代用することも可能です。
- ・ 利用（閲覧のみも含む）は、研究、教育目的に限ります。
- ・ 利用場所は原則研究室内とし、無断で外部に持ち出さないでください。特殊な事情がある場合は、所定の手続きの上、借出しを行います。管理者に相談してください。

【利用上の注意】

- ・ 標本は、破損しないよう丁寧に扱ってください。
- ・ 破損した場合は、速やかに報告してください。無断での修復は行わないでください。
- ・ 標本を改変する、あるいは破損するおそれがある作業は、事前に許可を得てください。
- ・ 利用した標本の標本番号一覧を、利用後、管理者へ連絡してください。
- ・ 移動した標本箱は、元の位置に戻してください。
- ・ 複数個体を同時に扱わなければならない場合、混入をさけるよう細心の注意を払ってください。

【標本の借用】

- ・ 特殊な事情により、標本の借用を希望する場合は、事前に管理者から許可を得て、所定の借用書を提出してください。搬出、返却は、原則として借用者の責任で行うようお願いします。
- ・ 借用期限は厳守してください。
- ・ 長期間の貸出しは、他の利用希望者の利用を制限するため、お断りすることがあります。また、他に利用希望者が現れた場合には、貸出期間中であっても、返却をお願いすることがあります。

【その他の注意事項】

- ・ 破壊的分析は、別途、管理者の許可を得てください。材料採取の程度により、事前に模型作成、あるいはCT撮像を求めることがあります。
- ・ 利用規定を遵守いただけない場合には、標本利用をお断りする場合があります。
- ・ 標本の破損や混入等に気づいた場合は、管理者へご連絡ください。